

13 九都県市防災・危機管理対策委員会規約【危機管理本部】

第1 目的

九都県市防災・危機管理対策委員会（以下「委員会」という。）は、防災対策等の向上に資するため、九都県市の災害等に係る総合的な防災対策の共同研究、相互応援、合同防災訓練等について検討し、首脳会議に報告する。

第2 所掌事務

- (1) 災害等に係る総合的な防災対策に関する事項
- (2) 災害時相互応援に関する事項
- (3) 合同防災訓練に関する事項
- (4) その他、防災対策等で必要な事項

第3 組織及び運営

- (1) 委員会は、九都県市の防災担当部局長をもって構成する。
ただし、必要に応じてその他の部局長の意見を聞くことができる。
- (2) 委員会の委員長には、九都県市首脳会議を開催する都県市の防災担当部局長をあてる。

第4 部会の設置

委員会には次の部会を設置する。

- (1) 地震防災・危機管理対策部会
- (2) 合同防災訓練連絡部会
- (3) 新型インフルエンザ対策検討部会

第5 その他

- (1) 委員会に必要な経費は、九都県市首脳会議を開催する担当都県市が負担する。
- (2) この規定に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

第6 附 則

この規約は、平成8年4月9日に施行する。

この規約は、平成12年1月1日に施行する。

この規約は、平成14年12月1日に施行する。

この規約は、平成15年4月1日に施行する。

この規約は、平成17年5月18日に施行する。

この規約は、平成19年1月1日に施行する。

この規約は、平成19年6月29日に施行する。

この規約は、平成22年4月1日に施行する。